

# 平成 30 年度 市単事業 小諸市産業団地造成計画策定支援業務に係る特記仕様書（案）

## 1 趣旨及び目的

製造業の国内回帰、景気回復傾向に伴い、国内での造成地需要は高まりを見せている。しかし、企業需要は短期的なものが多く、平成 26 年に公社所有の産業団地を販売してから造成済みの用地を持たない当市としては、企業立地の機会を逃している。

人口減少時代に突入し、当市でも人口減少が進むと予測されている中で、持続可能な市であり続けるためには、働く場所及び住む場所の確保は重要な施策である。そのため、市内で働く場所を確保する一つ的手段として、産業団地の造成を検討していく必要がある。しかし、産業団地の造成は、財政面以外にも多様なリスクがあり、無計画に実行することはできない。短中長期的な視野を持ち、リスクを軽減しながら、効率的な産業団地の造成及び企業立地を進めていく必要があることから、本業務において、産業団地用地確保に向けた候補地の調査・選定を行うことを目的とする。

本業務の受託者選定にあたっては、円滑で高品質な業務執行のため、公募型プロポーザルによる、最も適した遂行者を選定する。

## 2 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする

### (1) 開発候補地の分析及び評価

当市で策定した「小諸市 企業立地計画策定検討資料」において 6 地区 10 カ所を候補地として選定している。この候補地の分析及び評価を行う。

### (2) 企業需要動向調査

当市への企業立地動向及び立地ニーズを把握するため、また、将来的な産業集積の可能性を探るための調査を実施する。また、調査結果に基づき、分析及び資料の作成を実施する。

### (3) 開発可能性検討

分析及び評価した候補地に対し、企業需要動向調査の結果も考慮しながら、開発及び企業立地を進める上でのメリット、デメリット、条件及び課題を明らかにし、開発の可能性を検討し、3 カ所程度の開発候補地を選定する。

なお、検討にあたっては、開発手法を想定した上で、概略の事業費を試算する。

### (4) 打ち合わせの実施

上記業務において進捗確認のため、月 1 回の打ち合わせを実施する。

### (5) 報告会の実施

別に定める日程で、当市理事者向けの業務報告会を実施する。

### 3 適用する規定等

本業務の実施に際し、本仕様書のほか下記の関係法令及び規程等を遵守するものとする。

- (1) (株)長野県建設技術センター発行 設計・測量・調査業務委託関連集
- (2) 公益社団法人 街づくり区画整理協会 土地区画整理事業実務標準
- (3) 都市計画法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 土地区画整理法施行令、同施行規則
- (6) 不動産登記法
- (7) 土地区画整理登記令
- (8) 不動産登記法
- (9) 租税特別措置法
- (10) 国土調査法、同施行令
- (11) 行政不服審査法
- (12) その他関係法令、規則、通達等

### 4 提出書類

本業務の実施にあたり、受託者は、下記の書類を発注者に提出し了承を得るものとする。

- (1) 契約書
- (2) 工程表
- (3) その他必要な書類

### 5 技術者等

受注者は、本業務遂行上必要と認められる以下の資格を有し、情報資産の安全に努めるものとする。

- (1) 業務の管理技術者は、区画整理業務に精通し、技術士（都市計画及び地方計画）及び土地区画整理士、又は、RCCM（都市計画及び地方計画）及び土地区画整理士の資格を有するものを選任するものとする。
- (2) 測量担当技術者は測量士の資格を、その他の各担当技術者は、土地区画整理士の資格を有するものを配置するものとする。

### 6 疑義

本特記仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、事務局と誠意を持って協議し決定するものとする。

### 7 関係官公署への手続き等

本業務遂行上必要な関係官公署への諸手続きは、速やかに行うものとする。

## 8 紛争の回避

本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合には、あらかじめ土地の占有者等の了解を得て、紛争の起こらないように留意しなければならない。

## 9 損害賠償

本業務中に生じた諸事故については、その一切の責任を受託者が負うものとする。また、受託者は諸事故の内容を速やかに事務局に報告するものとする。

## 10 事故の防止

本業務において、傷害及びその他の事故を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

## 11 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 報告書（A 4 版 ファイル綴じ） | 3 部 |
| (2) その他関連資料（ファイル綴じ）   | 1 式 |
| (3) 上記電子媒体（CD-R 等）    | 1 式 |

## 12 成果品の帰属等

本業務において作成された成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なくこれを第三者に公表または流用してはならない。

## 13 成果品の瑕疵

受託者は、成果品の引渡し後であっても、受託者の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める措置を速やかに行うものとし、その費用はすべて受託者の負担とする。

## 14 守秘義務

本業務において、受託者は業務上知り得た情報を、何人にも漏洩してはならない。また、契約期間が満了した後も同様とする。

## 15 打合せ協議記録簿

受託者は事務局と協議した内容について、打合せ協議記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

## 16 個人情報保護の取り扱い

受託者は本業務の実施にあたり、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は契約目的物、貸与品並びに委託業務の履行に関し、作成された帳票、記録媒体に記録された情報を委託業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受託者は契約目的物、貸与品ならびにデータを許可なく複写若しくは複製、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は貸与品ならびに磁気テープ等、記録媒体に関する保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、棄損等を防止し、その適正な管理を図るものとする。
- (4) 受託者は契約完了時、若しくは契約解除された場合は、発注者の指示に従いデータの破棄をしなければならない。破棄にあたり、焼却・シュレッダー等による裁断、消去等当該データが第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。
- (5) 別添「個人情報の取り扱いに関する誓約書」を提出すること。

## 18 環境配慮事項

本業務の実施にあたり下記の点に配慮すること。

- (1) 必要な消耗品、材料等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できるだけ地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した廃棄物、ゴミ等の削減に努めること。

## 19 貸与資料

受託者は、本業務において発注者から貸与される資料等について、その重要性和機密性を認識し、本業務従事者以外への開示、譲渡、転売行為、資料等の破損、紛失、盗難等事故のないように取り扱うものとする。なお、資料の修復等にかかる費用については、全て受託者が負担するものとする。

## 20 業務数量の変更等

本業務完了後又は業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合については、発注者受託者協議のうえ本契約を変更出来るものとする。

## 21 履行期限

本業務の履行期限は、下記のとおりとする。

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

## 個人情報の取り扱いに関する誓約書

小諸市と契約締結した業務について、小諸市個人情報保護条例に基づき、受託業務において知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）について、次の事項を厳格に守ります。

- 1 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止に努めます。
- 2 個人情報を他の用途に利用しません。
- 3 個人情報を第三者に提供しません。
- 4 個人情報を小諸市が許可した範囲を超えて複写しません。
- 5 個人情報について業務終了後、仕様にしただがって返還又は廃棄を適切に行います。
- 6 小諸市の個人情報に関する検査に応じます。
- 7 個人情報について万が一事故が生じた場合は、直ちに小諸市へ報告します。
- 8 個人情報を事業所から持出しません。
- 9 個人情報を扱う従業員名簿を提出します。
- 10 従業者に対する監督・教育を行うとともに、安全管理体制を整備し、その体制図を提出します。
- 11 個人情報を扱う業務でコンピューター等の情報システムを利用する場合、小諸市の明確な了承を得ます。
- 12 上記事項に違反し生じた損害は、小諸市の請求に応じ負担します。

小諸市長 あて

年 月 日